

定 期 監 査

1 監査の実施期間

令和3年10月5日から同年12月6日まで

2 監査の対象

◇ 市長公室 市長戦略課、秘書課

◇ 総務部 企画課（移住定住推進室を含む。）、行政経営課、総務課、人事課（人材育成室を含む。）、シティプロモーション課、情報政策課（デジタル戦略室を含む。）、防災危機管理課

◇ 財政部 財政課、資産経営課、契約検査課、
収納課（特別債権回収室を含む。）、市民税課、資産税課

◇ 上下水道部 上下水道経営課、上下水道営業課、水道工務課、水道維持課、
下水道建設課、下水道施設維持課、生活排水対策課

◇ 中央病院 診療部、診療技術部、看護部、事務部、地域医療連携センター、
医療安全対策室、感染対策室、診療情報管理室

◇ 教育委員会 小学校・中学校
〔小学校〕吉原、今泉、伝法、神戸、大淵第一、大淵第二、
広見、富士見台
〔中学校〕吉原第一、大淵、吉原北

3 監査の範囲・方法

令和3年4月1日から同年8月31日までに執行された事務事業について、提出された資料に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類等により予備監査を実施し、担当職員からその執行状況等の説明を聴取した。

監査に当たっては、富士市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、より少ない費用で、最大限の成果を得ているかを主な着眼点として監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点監査項目を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 契約関係

- ・ 工事、委託、修繕、物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
- ・ 契約内容の見直し及び契約書類等の不備はないか。
- ・ 不適切な契約手続・履行はないか。
- ・ 不適切な随契理由はないか。

(2) 支出関係

- ・ 不適切な予算執行、支給手続はないか。
- ・ 支払いの遅延はないか。

(3) その他

- ・ 内部統制が機能しているか。
- ・ 現金の管理・取扱いに問題はないか。
- ・ 要領、ルール等の定めに沿った事務の運用が行われているか。
- ・ 郵券等の保管・管理は適切に行われているか。
- ・ 委託、補助金等の実績報告が適切に行われ、担当部署が履行内容や団体の繰越金等をしっかり確認しているか。
- ・ 日付誤りや消せるボールペン使用など文書関係に不備はないか。
- ・ その他不正に繋がるリスクが高いものはないか。

4 監査の結果

監査対象となった事務事業は、所期の目的に沿った執行が進められており、その経理手続、事務処理は概ね妥当と認められ、公表すべき指摘事項は見られなかった。

しかし、指摘事項には当たらないまでも、検討その他の対応を強く要望する事項については「特記事項」として記載した。

5 事務事業の概要

各所属の事務事業等の実施状況は、次のとおりである。

(注 意)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として千円未満を四捨五入してあるが、端数調整により合計数と一致しない場合がある。
- 2 文中及び各表中の比率(%)は、原則として小数点第3位を四捨五入しているが、比率99.995%以上100.000%未満は99.99%とし、100.000%を超え100.005%未満のものは100.01%とした。また、構成比の合計が100.00%になるよう一部調整したところもある。
- 3 文中及び各表中の比率(%)は、円単位で計算している。